

【単位認定に係る不正行為について】

看護師等学校養成所におけるレポート、課題等の作成において、学生自身が作成せずに、課題等代行サービスを利用した事案が報告されている。

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験資格を有する者は、保健師助産師看護師法第 19 条から第 21 条の規定により、文部科学大臣の指定した学校において必要な学科を修めた者又は都道府県知事の指定した養成所を卒業した者とされている。

各養成所の卒業に必要な単位の認定において、レポート、課題等の作成を学生自身が行わなかったと認められる場合には剽窃行為とみなされ、単位の認定が行われない可能性がある。

各看護師等学校養成所において単位の認定が行われず、受験資格の要件を満たさなくなった場合は、国家試験の受験は無効となるのでご留意されたい。

照会先：厚生労働省医政局看護課
03-5253-1111（内線 4715）